

平成30年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月26日（火）午後1時30分から午後3時24分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (16人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (0人)

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画について

## 6. 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

産業文化部農政課

農政係 主査 島田明人

主査 横塚一郎

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

## 8. 会議の概要

事務局長

ただいまから、平成30年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名全員でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は16名全員であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員14名に、傍聴していただいております。

ただいまから、平成30年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 立川勝美委員、議席番号11番 谷 正雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「相続税納税猶予適格者証明願について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告の前に、相続税納税猶予について説明します。

相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人から相続により農地を取得して、自ら農業を営む場合または一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書に納税猶予の特例の適用を受ける旨を記載し税務署に提出することにより相続税が猶予されます。

今回は、新たに納税猶予を受けたい方が納税猶予適格証明の発行の願い出があり、事務局が、対象地が農地として確保されるか判断したうえで証明願を発行した旨の報告でございます。

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局専決規程第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条505番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有、コンバイン、田植機、乾燥機各1台をリース予定です。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条506番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、管理機、草刈機、動力噴霧器各1台を所有、田植機、コンバイン各1台をリース予定です。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条507番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項7項目につき

ましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達します  
ので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の  
委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちら  
も該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当  
いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条508番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達します  
ので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしません  
ので、総合意見としては許可相当と思われま

3条509番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円  
です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有  
状況は、トラクター、草刈機各1台を所有しております。農作業従事人数  
は2人、従事日数は320日です。検討事項7項目につきましては、5番  
につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達します  
ので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいた  
しまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。  
その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんの  
で、総合意見としては許可相当と思われま

3条510番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円  
です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有  
状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しており  
ます。農作業従事人数は3人、従事日数は160日です。検討事項7項目  
につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達  
します  
ので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区  
担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、  
こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべ  
て該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条511番 契約内容は、使用貸借権の設定5年。申請地までの距離  
は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コン  
バイン、田植機各1台をリース予定です。農作業従事人数は1人、従事日  
数は200日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、  
許可後の耕作面積が、下限面積に達します  
ので、該当しません。また、7  
番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結

果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。なお、本案件につきましては、新規就農ということで、農地調整審査会に諮っております。審査会担当班長に結果報告をお願いしてございますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条511番については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。議案第1号3条511番の案件について、審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

7月23日に、委員6名が出席して審査会を行いました。3条511番についてご報告します。

本申請につきましては、使用貸借権の設定1件の申請になります。申請地の現況は、いずれも問題ありません。作付計画としましては、1年目は水稲、2年目からは水稲の規模を拡大しつつ、水耕栽培でメロンや路地野菜等を栽培していきます。今後は、地域の農業委員をはじめ、近隣農家の方々に教えていただきながら、営農をしていく予定です。

今回の申請で、個人として就農し、営農技術を身につけ、収量・収益が安定してきたら、法人化することも考えており、定年を迎えた地域の方々を中心に雇用をしていくことも計画しております。

以上のようなことから、申請人は地域の担い手としての活躍が期待され、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、ご報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。



次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条108番について報告します。本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「原野」、西は「水路」、南は「水路」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第4条第6項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条581番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「市道幅員7m」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条582番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に

においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「市道幅員7m」、南は「畑」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条583番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「水路」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条584番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思

われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。付け加えますと、現地調査の際、地元の方より施設の管理が不十分で、雑草が繁茂している旨の指摘を受けました。

5条585番について報告します。

本申請は、一般住宅敷地として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条586番について報告します。

本申請は、沈砂池として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「雑種地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条587番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「宅地」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条588番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員5m」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、処理施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条590番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第

2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条591番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員1m」、西は「県道幅員6m」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、県道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条592番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員3m」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「農業集落排水に接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

す。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

先ほど、5条584番について調査班より報告がありましたが、質問等ございますか。

(志賀委員 挙手)

議席番号12番 志賀喜一委員。

12番  
志賀委員

はい、調査班のおっしゃる通りの状態でした。地元の方も、隣接している水路もございましてきちんと管理をしてほしいとのことでございました。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。他にございますか。

(新井委員 挙手)

議席番号 5番 新井 勉委員。

5番  
新井委員

はい、草の生えない泥や除草シートなどを敷かせる指導も必要なのではないでしょうか。

議 長

他にご意見ある方いましたら挙手をお願いします。

(島田一男委員 挙手)

議席番号14番 島田一男委員。

14番  
島田一男委員

はい、太陽光発電を設置した人は、業者なのかと思いますが、土地は買い上げられて地権者は地元にはいない状態なのではないでしょうか。そして業者が管理するはずなのに荒れてしまっている状態なのではないでしょうか。

議 長

状態については現地調査の際に近隣の方はどうのように言われていましたか。調査班、いかがでしょうか。

調査班

草刈をきちんとしてほしいとのことでした。

(川上委員 挙手)

議 長 議席番号2番 川上美由紀委員。

2番  
川上委員 はい、今の太陽光発電の件について、大抵は売買で太陽光発電業者が持っているということですね。その草刈りに関して、誰が誰に言うのが適切かという、農業委員から太陽光発電業者に言うしかないということでしょうか。

議 長 今までのご質問を事務局から一括して答えさせたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局 まず、現地につきましては、相談がありましたので地元農業委員、事務局とも確認いたしまして、事業者の方に近隣の方の困っている状況と除草について、指導いたしました。

また、施設に太陽光発電設備を設置して事業を行っている方の掲示がございませんでしたので、設置するように指導いたしました。

現地につきましては、今後も適切に管理されるよう地元委員と事務局で確認してまいりたいと思います。

議 長 事務局から説明がございましたが、調査班、いかがでしょうか。

調査班 設置している方の責任、これは常識だと思います。だから地元に迷惑のかからないよう管理していただき、農業委員会も何かありましたら指導していく必要があると思います。

(志賀委員 挙手)

議 長 議席番号12番 志賀喜一委員。

12番  
志賀委員 はい、早めの指導を心がけていければと思います。

議 長 まだまだ太陽光発電の申請があると思います。事務局も言っていたが、指導しなければどうにもならないですので、農業委員会として指導に取り組んでまいります。よろしくをお願いします。

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議



常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地399番について報告いたします。

願出地の状況は、工場敷地として利用されております。願出地の北は田ですが、営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。なお、施設の一部に太陽光発電施設が設置されていました。以上です。

事務局

太陽光発電設置について補足説明致します。該当地の工場敷地は周辺を含めて事業用の敷地として一体的に利用している一部になります。このことは平成6年の航空写真でも確認でき、継続的な土地利用の中で、事業の一つである太陽光発電設備が設置されたものになります。

また代理人によると、設置した業者は完全に農地性が失われた現況か

ら、該当地が農地という認識はなく、地目を確認しなかったとも伺っています。

議 長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(川上委員 挙手)

議案番号2番 川上美由紀委員。

2番  
川上委員

太陽光発電設備は、農地であれば農業委員会の許可が必要で、今回は農地以外の地目だと思われて設置された訳ですが、農地以外の地目の場合は何か手続き等ないのですか。

事務局

はい、佐野市では再生可能エネルギーに関する条例が7月から施行されます。今までは農地について、農業委員会の許可が必要でしたが、それ以外については手続きがいない状態でした。

2番  
川上委員

はい、わかりました。

議 長

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」、議案第7号「農用地利用配分計画について」、関連がございますので一括して議題といたします。

議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化部農政課農政係から2名が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(農政課 あいさつ)

事務局及び農政課をして議案第6号、第7号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会会長

内容につきましては農政課職員に説明頂きます。

議案第7号 農用地利用配分計画の決定について、このことについて佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成30年7月26日提出 佐野市農業委員会

内容につきましては農政課職員に説明頂きます。

農政課

議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」及び議案第7号「農用地利用配分計画について」を併せて説明させていただきます。

議案の内容を説明させていただく前に、本件が今年度最初の農地中間管理事業の議案の上程でありますので、事業内容について、簡単ではありますが、あらためて補足説明をさせていただきます。

農地中間管理事業とは、担い手への農地集積、集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を図るため、農地の中間的受け皿になることを目的に設置された農地中間管理機構による新しい農地の貸し借りの仕組みになります。

栃木県では、平成26年3月20日付けで公益財団法人栃木県農業振興公社を農地中間管理機構として栃木県が指定し、業務を開始しているところでございます。

農地中間管理事業の活用による主な支援制度として、機構集積協力金がございます。

この制度には、地域に対する支援と個々の出し手に対する支援がございますが、いずれも農地中間管理機構を通した貸借を行うことにより補助金を受けられる制度となっております。

これにより、担い手への農地集約、集積を加速化・推進するものでございます。

また、農地中間管理機構による貸借の対象となる農地は、農業振興地域内の農地となります。貸借の期間は、原則10年以上となり、担い手の長期的で安定した営農計画が可能となります。

事業に関しての説明は以上でございます。

次に、今回の議案について説明いたします。

今回、議案として上程させていただきました農地は、上羽田地区及び馬門地区の農地となっております。

ともに農地中間管理事業を導入した地区内の農地でございますので、今回の計画書の提出までの経緯について、簡単ではありますが、補足説明をさせていただきます。

はじめに、上羽田地区ですが、農地の遊休化を懸念した地域内の担い手から農地中間管理事業を導入し、担い手への農地集積、集約化を進めたいとの話が出ておりました。この流れを受けまして、平成28年度より農地利用意向調査や地域内での検討会を実施し、農地中間管理事業を行うことが決定されました。この決定を受けて、今年6月に農地中間管理機構での貸借契約の受付と、既存の農地法又は基盤法による契約の解約手続きを行い、今回の計画書を提出した次第でございます。

次に、馬門地区ですが、平成29年度に農地中間管理事業を導入いたしましたが、再圃場整備事業の工事実施が延期となり、更なる集積率を向上させるために、再度、農地利用意向調査を行っておりました。再調査の結果から、農地中間管理事業の利用意向のあった農地について借り受け要

件を精査し、今年6月に農地中間管理機構での貸借契約の受付と、既存の農地法又は基盤法による契約の解約手続きを行い、今回の計画書を提出した次第でございます。

議案第6号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」につきましては、農地所有者から農地中間管理機構へ貸し付ける計画書となっております。

今回は、上羽田地区〇〇名の出し手の方からは、利用権設定〇〇件、筆数〇〇筆、面積〇〇㎡。馬門地区〇〇名の出し手の方からは、利用権設定〇〇件、筆数〇〇筆、面積〇〇㎡。合計、利用権設定〇〇件、筆数〇〇筆、面積〇〇㎡の受付を行いました。

議案第7号の「農用地利用配分計画案」につきましては、農地中間管理機構から農地を担い手へ貸し付ける計画書となっております。

今回、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける農地の合計は、〇〇筆、〇〇㎡となっております。先ほどの農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地の合計と全く同じになっており、農地中間管理機構が借り受けた農地を全て各地区内の担い手に貸し付ける計画書となっております。

なお、上羽田地区の担い手〇〇名、馬門地区の担い手〇〇名の方で振り分け、合計〇〇件の受付を行いました。

この後、こちらの議案を皆様に審議、決定していただき、議案第6号の「農用地利用集積計画」の公告と議案第7号の「農用地利用配分計画案」の決定を同時施行とします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、栃木県知事が認可し、公告いたします。

これにより、農地中間管理機構が担い手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上をもちまして、議案第6号及び議案第7号の説明とさせていただきます。

皆様の審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局及び農政課の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

議案第6号178番と議案第7号240番外45件について、議席番号7番 松本信行委員が議事参与の制限に該当します。松本信行委員の退室をお願いします。

(松本委員 退出15:21)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号178番と議案第7号240番外45件について、承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号178番と議案第7号240番外45件について、承認することに決定をいたしました。松本信行委員の入室をお願いします。

(松本委員 入室15:23)

次に、議案第6号178番と議案第7号240番外45件以外の案件について、審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号178番と議案第7号240番外45件以外の案件について、承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号178番と議案第7号240番外45件以外の案件について、承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成30年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時24分閉会